

2014年10月31日  
日本生活協同組合連合会  
品質保証本部  
安全政策推進部  
鬼武一夫

## 「消費者委員会 第34回 食品表示部会 資料」に関するコメントペーパー

食品表示基準の制定に係る審議について（消食表第229号諮問書）

### 全体的なコメント

この間の進め方については、疑問を感じる箇所があり、以下にその具体を記します。  
また、第31～33回食品表示部会での議論を取りまとめたものを参考資料として作成しましたので、ご参照ください。

#### ・形ある諮問をまずは提示すべきではないか。

第33回会合では、消費者庁から新たな考え方を含む追加説明がなされたところだが、その部分を含む「諮問」が提出されていない。答申を行なうにあたり、消費者庁はその中身を食品表示基準案に反映させたものを改めて諮問すべきではないか。そうでなければ何についての答申なのかわからない。

#### ・「答申書」には、諮問案の変更に至った経緯について記述すべきではないか。

答申書の記述内容については、パブリックコメントを受けて修正された食品表示基準案に対し、本部会でどのような意見が出され、どのような結論になったのか、丁寧に報告すべきではないか。答申書（案）を見ると、何も議論されなかったかのように感じられる。

#### ・「答申書」は部会としてコンセンサスを得たものでなくてはならない。

第32回会合においても同様の意見を述べたが、参考資料2（各委員の賛否を示す表）には違和感がある。各委員はそれぞれの専門分野を代表して参加しており、多数決をとるといような進め方では実行可能性に問題が出ることも考えられる。最終的には消費者の不利益が生じるかもしれない。

無理に決めることなく、決まらなかったことは附帯事項として消費者委員会に正確に報告し、実態把握など再調査の上で、あらためて検討をおこなうといった対応もあるのではないか。

#### ・製造所固有記号に関しては、途中で論点が変わっている。

製造所固有記号に関しては第32回会合において議論がなされ「原則として、2以上の工場で製造する商品のみに利用可能」とする基準案に関し14名の委員が「不賛成」「留保」の表明をしていた。

しかし、第33回会合において「業務用食品を除くこととする」と加えられた提案がなされ、最終この加えられた部分についての賛否が取られた。「原則として、2以上の工場で製造する商品のみに利用可能」の部分においては多くの委員から賛同得られていないままなのではないか。

## **以下、各論について**

これまで意見を申し上げ、消費者庁から返答をいただいているところではあるが納得するには至っていない。その部分について、以下に記述する（枠囲みはこれまでの意見）。

### **1. 添加物以外の原材料と添加物の区分を明確に表示する規定について**

WTO 通報においては、この規定に係る説明が一切書かれていない。これに対し前々回の会合では、消費者庁からは「日本のルールとしては原材料と添加物は既に分けて書いている。そこについては今回変更するものではないので WTO 通報では触れていない」との見解を示されたが、この提案は原材料の表示方法の変更に該当する大きな変更点であるという認識であり、安易に決めるべきではない。

- ・添加物以外の原材料と添加物の区分を明確化することは、義務表示事項の大きな変更と捉えることができる。義務表示事項を変更するにあたっては、実態をふまえた上で、その意味・理由を明確に説明し、その必要性について検討する必要があるものとする。
- ・CODEX STAN 1-1985（事前包装食品の表示に関する一般規格）では、食品添加物を含め、すべての原材料は仕込み重量順に表示することとされており、現状の、「区分して書くこと」もわが国特有の表示基準であり、提案はさらにその上を行く内容。
- ・「区分を明確に表示する」との規定に関しては事業者の努力規定程度にとどめるべき内容とする。

### **2. 製造所固有記号について**

上述したが、「原則として、2以上の工場で製造する商品のみ利用可能」とする基準案に関しては途中から論点が「業務用食品を除くこととするのか」という論点にかわっている。その上で、製造所固有記号全般の提案に対してコンセンサスが得られているかのように報告することは問題である。

- ・今回の食品表示基準（案）における製造所固有記号制度の見直しの直接的なきっかけは、昨年末に発生した意図的な化学物質の混入により汚染された食品の件に起因するとの説明がなされているが、製造所固有記号の問題と被害拡大を防ぐための食品リコールとは直接関係するものではない。食品リコールに関しては食品表示と別の場所での議論がなされるべき。
- ・製造所固有記号に関しては書かせることが目的ではなく、食品による事故の被害拡散防止が目的。消費者が知りたいという要望に対しては、消費者からの問い合わせに事業者が適切かつ迅速に回答できるような体制を整える、あるいは製造所固有記号データベースの構築と消費者への開放（検索可能）といった、現行規制の範囲で出来ることを考えるべき。
- ・そのうえで、製造所固有記号制度を見直すのであれば、「消費者の要望」「危害拡大防止」「これまでの議論の経緯」「事業者の利用実態」の4つの観点から現状を分析した上で進めるべきとする。

### 3. 生鮮食品に関する栄養表示の規定（POP 等の修正点）

第 31 回食品表示部会 参考資料 2 「調査会報告書記載事項と食品表示基準案との対照一覧」  
栄養表示に関する調査会：表示の方法について、一部（下線部）、変更が加えられている。

（パブリックコメント後）

- ・栄養成分表示は、添付文書ではなく、容器包装の見やすい場所に記載することとする。
- ・一般用生鮮食品について、容器包装に任意に栄養表示がされる場合、一般用加工食品に準じて表示。  
（製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示される場合は、適用対象としない。）

- ・この変更（下線部分）は、どのような経緯により加えられたのか。
- ・下線部分は、どのような表示をした場合のことを指しているのか。たとえば、生鮮農産物の近傍にポップにて栄養強調表示をしているケース（ビタミンC たっぷりなど）は加工食品と同様の表示は不要（適用対象外）ということか。

以上

添付資料：内閣府 消費者委員会 食品表示部会 食品表示基準案にかかわる答申案の審議経過

（日本生協連作成）